

## 初期投資促進事業申請追加資料

令和 年 月 日

殿

住 所：  
氏 名：  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の規定に基づき初期投資促進事業計画等の承認を申請します。

## 1 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載してください。

No.	項目	実施	
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て <sup>*1</sup> について、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する <sup>*2</sup>	
4	所得	① 所得目標 <sup>*3</sup> が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	

5	家族経営協定※4	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	
		② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		

・ 目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

- ※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。
- ※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。
- ※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。
- ※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

#### 第5の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 売上げの10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		(割合： %)

## 2 事業の概要

### 別添のとおり

着工（予定）年月日

完了（予定）年月日

※ 3以降については、経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始支援資金追加資料」又は「経営開始資金追加資料」を添付することで記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を <input type="checkbox"/> 借り受けている <input type="checkbox"/> 借り受ける見込み		

6 経営開始支援資金又は経営開始資金の交付の有無

交付を <input type="checkbox"/> 過去に受けていた <input type="checkbox"/> 現に受けている <input type="checkbox"/> 受ける見込み <input type="checkbox"/> 受けない
---

7 就農準備資金、就農準備支援資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を <input type="checkbox"/> 過去に受けていた <input type="checkbox"/> 現に受けている <input type="checkbox"/> 受ける見込み <input type="checkbox"/> 受けない
---

8 過去の研修等の経験

研修先	期間	年 月 日 ~ 年 月 日

9 共済等への加入

共済等の名称	加入(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

## 10 その他

経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
--	---

### 添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）\*1

別添4：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類\*1

別添6：通帳の写し

別添7：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添8：「みどりチェック」チェックシート

\*1 申請時に経営を開始している場合に限る。

別添1

## 収支計画

\*第5のIIの1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近(事業実施の前年又は前々年度)の実績を記載すること。

			事業実施					
			現状 (令和年) (年月~年月)	1年(度)目 (年月~年月)	2年(度)目 (年月~年月)	3年(度)目 (年月~年月)	4年(度)目 (年月~年月)	目標 5年(度)目 (年月~年月)
農業収入	〇〇 (作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
	その他							
	経営開始資金(円)							
	収入計(円) ① (資金を除く)							

			事業実施				
			現状 (令和年) (年月~年月)	1年(度)目 (年月~年月)	2年(度)目 (年月~年月)	3年(度)目 (年月~年月)	4年(度)目 (年月~年月)
農業経営費(円)	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計(円) ②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							

所得計(円) ①-②						
------------	--	--	--	--	--	--



## 確約書

令和 年 月 日

殿

[申請者] 住 所 :

氏 名 :

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、事業終了後に就農する予定であるため、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2の第5のIの7の(1)の規定に基づき、原則として、事業完了年度の翌年度までに経営を開始し、同要綱別記2の第5のIの1に規定された要件を満たすことを確約します。

別添 8

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	<b>適正な施肥</b>	
	④	肥料の適正な保管
	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	<b>適正な防除・生物多様性への悪影響の防止</b>	
	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
	⑪	農薬の適正な使用・保管
	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>	
	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添 8

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
— —	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>		
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
<b>適正な施肥</b>		
— —	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<b>適正な防除</b>		
— —	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
— —	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
— —	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
<b>エネルギーの節減</b>		
	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止</b>		
— —	⑮	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。